

日本臨床皮膚科医会 学校保健委員会

副委員長インタビュー

島田ひふ科

島田 辰彦院長



学校現場での紫外線防御対策について、日本臨床皮膚科医会の学校保健委員会が統一見解をまとめ、提言を出す準備を進めている。

同委員会では、08年から全国の幼稚園・保育園の保育士と小・中学校の養護教諭らを対象に紫外線アンケートを行っているが、何らかの防御対策を実施しているという回答は55・5%。学校現場での認識はまだ薄いと見えそう。島田辰彦副委員長は、「日焼けした健康な肌は誤り。過剰な紫外線に当たらないような生活習慣を子どもの時から身につけることが必要」という。特に皮膚が薄くて紫外線被害を受けやすい幼児や低学年児童は要注意だ。具体的なポイントは①紫外線の強い時間帯（12時前後の2時間）は屋外に出るのを避ける②日陰の利用③日傘、帽子の利用④袖や襟のついた衣服を着用⑤サングラスやUVカットレンズ使用の眼鏡をかける⑥日焼け止めクリームの上質な使用の6項目だ。このうち、学校現場で問題になりがちなのは日焼け止めクリームの扱いだ。先のアンケート調査では、プール授業で使用を許可しているのは46・4%。半数以上の人が許可していない。その背景には日本学校保健会の見解があるようだ。昨年、作成されたマニユアル「学校における水泳プールの保健衛生管理」に、「日焼け止め剤を」無条件に全員が使用することを容認すると、プール水の汚れの要因になります」という記述がある。しかし、プールでの日焼け止めクリーム使用に関する研究はすでにいくつも発表されており、いずれもプールの汚染を示すような結果は出ていない。また、学校現場では「日焼け止めは化粧品では？」という懸念もあるようだが、「化粧品でないからこそ、効果の上がる使い方をしてほしい」と島田副委員長。最近ではSPF50のような強力なものを使う傾向があるが、塗布量が少なすぎるのが問題。顔なら直径7mmの真珠玉2個分（7g）使わないと効果がない。

学校での紫外線防御対策めぐり提言準備

「日焼け止めクリーム使用はプール水を汚染しない」

提言についてはこれから一年ほどかけて、日本皮膚科学会と、日本小児科学会の協力を得て内容を練り上げていきたいということだ。